

## 滋賀県立長浜ドーム（宿泊研修館を含む。） ネーミングライツパートナー審査基準

### 1. 審査方法

#### (1) 応募資格等審査

申請書類を受理された者が募集要項3の「応募資格」を満たしていること、および、提案された愛称案が募集要項2の(4)の「命名条件」を満たしていることを確認するため、所管課において事前審査を行い、その結果を選定委員会に報告することとし、選定委員会は、その結果を踏まえて審査し、応募条件を満たしていないと判断された者は、選定対象外とします。

#### (2) 加点項目審査

- 選定委員は、(1)の応募資格等審査の結果、応募条件を満たしていると判断された応募者を対象として、「2. 審査項目、審査ポイントおよび配点」の審査項目に基づいて得点化し、最高得点をつけた委員数が最も多い応募者を第1順位候補者として選定します。
- 最高得点をつけた委員数が同数の場合は、得点化した点数を応募者ごとに合算し、最も高い得点となった応募者を第1順位候補者とします。
- 合算した得点が同点で、最も高い得点となった応募者を選定できない場合は、審査項目「ネーミングライツの対価」の得点が最も高い応募者を第1順位候補者として選定します。
- 応募が1者の場合は、選定委員の点数を合算し、配点合計の6割以上の得点となった応募者を選定します。

### 2. 審査項目、審査ポイントおよび配点

審査項目	審査ポイント	配点
愛称案	県民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ 地域への定着度、施設の設置目的やイメージとの整合	20
ネーミングライツの対価	応募金額の妥当性、相対評価	40
経営の安定性	財務状況から見た経営の安定性 ネーミングライツ料の支払い能力	20
愛称使用期間	愛称使用期間の妥当性、相対評価	10
地域貢献への考え方や実績等	地域貢献やスポーツの振興等に対する理念、活動実績および、今後の計画	10
合計		100

### 3. 応募者が1者かつ、応募金額が県の希望額と比較して低額となった場合について

応募が1者のみで、応募金額が、県の希望金額の50%未満となる場合（審査項目「ネーミングライツの対価」における配点40点に対し、20点未満となる場合に相当）は、候補者として選定しません。

#### 4. 評価方法

審査項目	評価方法
愛称案 経営の安定性 地域貢献等	「2. 審査項目、審査ポイントおよび配点」について、 「5. 得点の判断基準」により評価ランクを判断し、得点化する。
審査項目	評価方法
ネーミングライツの対価	<p>①応募金額（年額）が最高である者を1位として、満点の40点を付与する。</p> <p>②①以外の応募金額の場合は、1位の金額（最高応募金額）を用いて、下記により算出する。（小数点以下第1位を四捨五入して算出。）</p> <p>③応募が1者のみの場合で応募金額が県希望金額未満の場合は、最高応募金額を県希望金額に置き換えて算出する。</p> <p>（算定式）得点 = 40点 × 当該応募金額 / 最高応募金額</p> <p>（算出例① 応募者が複数の場合）</p> <p>A者：応募金額 1,000万円（応募者中、最高金額） 得点 40点</p> <p>B者：応募金額 800万円</p> <p>得点 40点 × 800万円 / 1,000万円 = 32点 得点 32点</p> <p>（算出例② 応募者が1者で応募金額が県希望金額未満の場合）</p> <p>県希望金額 1,000万円 応募金額 900万円</p> <p>得点 40点 × 900万円 / 1,000万円 = 36点</p>
愛称使用期間	<p>①応募時の愛称使用期間が県の希望する契約期間どおりに申込み（提案）であった場合は満点の10点を付与する。</p> <p>②①以外の愛称使用期間による応募があった場合は、下記により加点を算出することとし、10点を超える場合は、10点とする。</p> <p>※端数がある場合は、小数点第一位を四捨五入する。</p> <p>（算定式）10点 × （応募時の提案愛称使用期間 / 県の希望する愛称使用期間）</p> <p>（算出例①）</p> <p>応募時の提案愛称使用期間 10年</p> <p>県の希望する愛称使用期間 5年2か月</p> <p>10点 × 10年（120か月） / 5年2か月（62か月） = 19点 → 得点 10点</p> <p>（算出例②）</p> <p>応募時の提案愛称使用期間 2年</p> <p>県の希望する愛称使用期間 5年2か月</p> <p>10点 × 2年（24か月） / 5年2か月（62か月） = 得点 4点</p>

#### 5 得点の判断基準

加点項目に係る評価の判断基準	評価	得点	
		配点 20点	配点 10点
審査ポイントが優れている	A	20	10
審査ポイントがやや優れている	B	15	8
審査ポイントが標準的である	C	10	5
審査ポイントがやや劣っている	D	5	3
審査ポイントが劣っている（加点水準に達していない）	E	0	0